



～不法就労・不法滞在防止に ご理解とご協力を～

不法就労防止にご協力ください

- 不法就労は法律で禁止されています。
- 不法就労をした外国人だけでなく、当該外国人を雇用して不法就労をさせた事業主も処罰の対象となります。
- 外国人を雇用しようとする際に、在留カードを確認しなかったなど、尽くすべき手段を尽くさなかった場合には、当該外国人が不法就労者であることを知らなかったとしても、処罰を免れません。
(不法就労させたり、不法就労をあっせんした人は、
「不法就労助長罪《3年以下の懲役、300万円以下の罰金》」となります。)
- 警察では、不法就労等について取締りを強化しているほか、外国人留学生や、技能実習生等に対して、事件・事故等の被害に遭わないためにアドバイスを行うなどの防犯講話等も行っています。

不法就労となるのは
次の3つの場合です。

○不法滞在者が働く場合

(例) 密入国した外国人や
不法残留の外国人が働く

○出入国在留管理局から働く許可を 受けていないのに働く場合

(例) 観光目的の旅行者や留学生として
入国した外国人が許可を受けずに
働く

○出入国在留管理局から認められた 範囲を超えて働く場合

(例) 外国料理店のコックとして働くこと
を認められた外国人が機械工場
で単純労働者として働く

日本国政府 GOVERNMENT OF JAPAN	在留カード RESIDENCE CARD	番号 No	AB1234 578
氏名	〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇		
生年月日	1985年12月31日 性別 ** 国籍・地域 〇〇		
居住地	〇〇県〇〇市〇丁目1番1号		
在留資格 STATUS	留学 College Student	就労制限の有無	就労不可
在留期間(満了日)	〇年〇月(20**年10月20日)		
許可の種類	在留期間更新許可(東京入局管理局長) MOJ		
許可年月日	20**年06月10日	交付年月日	20**年06月10日
このカードは 20**年10月20日まで有効 です 法務大臣			

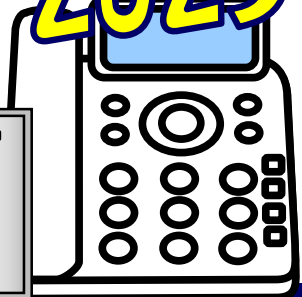
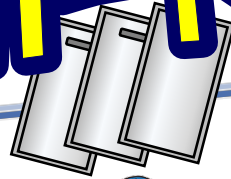


事業主の方へ

事業主の方は、外国人を雇用する際、在留カードなどにより身分確認を確実にし、不法滞在者等を発見したときや、不審に思ったときはすぐに警察に通報してください。



固定電話スリーガード作戦 2025



特殊詐欺の被害に遭わないためには、自宅の**固定電話機**に**防犯対策**を行い、犯人の電話に出ないことが大切です。
3つの対策で大切な財産を守りましょう！

「+1」
「+88」

1 国際電話の利用休止サービス

国際電話番号をブロック（犯人は国際電話をよく使う）

国際電話番号の発着信を止める（無償）

【対象】 国際電話を必要としない方
誰でも（年齢制限なし）

申込み先

国際電話不取扱受付センター
0120-210-364

2 NTT西日本の無償化サービス

電話番号を表示（知らない番号は出ない）
非通知の電話をブロック（犯人は非通知でもかけてくる）

ナンバー・ディスプレイとナンバー・リクエストが無償

【対象】 NTT西日本の契約者
年齢が70歳以上

申込み先

NTT西日本特殊詐欺対策ダイヤル
0120-931-965

3 事前警告・自動録音機能の活用

コール音の前に警告メッセージが流れる
通話内容が自動で録音される（犯人は声が録音されることを嫌がる）

- 防犯機能の付いた自動録音電話機に買い替え
- 外付けタイプなら、現在使っている電話機に設置可能

購入先

家電量販店
オンラインショップ



兵庫県警察